第5章 公益財団法人山形県企業振興公社

第1 法人概要

1. 基本情報

(霞城セントラルー外観)



(産業創造支援センター(指定管理施設) -外観)



団 体 名 称	公益財団法人 山形県企業振興公社
所 在 地	山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 13 階
設立年月日	昭和36年6月1日
団体代表者	理事長 森谷 裕一
所 管 部 局	商工労働観光部 中小企業振興課
基本財産	350,000 千円
資本金・出損金	593,110 千円(458,080 千円、77.2%)

(県割合)	
主な出資者	山形県、山形市、その他
設 立 目 的	県内中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施するこ
	とにより、企業の経営の安定と発展を支援し、地域経済の振興に寄与
	する。
主な事業内容	・ものづくりの強みを生かす総合的な支援
	・創業の促進と円滑な事業継承、小規模事業者の支援
	・企業の経営基盤強化の支援
	・企業の海外事業展開の支援
情報公開(HP)	http://www.ynet.or.jp/

(沿革)

昭和36年6月	財団法人山形県工鉱業機械貸与公社 設立
	山形市旅篭町3-4-51(山形県商工課内)
	機械貸与・損害保険代理業務開始
昭和41年4月	中小企業設備近代化資金等助成法に基づき設備貸与業務開始
昭和 44 年 9 月	山形市城西町2-10-5(山形県公社会館内)に移転
昭和 47 年 6 月	財団法人山形県中小企業設備貸与公社に変更
昭和 48 年 6 月	山形県工業振興協会(任意団体) 発足
	山形市旅篭町3-1-4(食糧会館内山形県中小企業団体中央会
	内)
	市場開拓・受注開拓事業開始
昭和 48 年 8 月	社団法人山形県商工情報センター 発足
	山形市旅篭町3-1-4(食糧会館內山形県中小企業団体中央会
	内)
	個別情報相談サービス事業開始
昭和50年3月	情報センター:食糧会館内に独立の事務所を移転
昭和 52 年 4 月	貸与公社:工業技術力整備機械貸与業務開始
昭和 52 年 8 月	振興協会:社団法人山形県工業振興協会 設立(知事認可)
	下請け取引斡旋・苦情紛争処理事業等を開始
昭和 58 年 12 月	振興協会・情報センター:山形市緑町1-9-30(山形県商工会
	館内)に移転
昭和 59 年 3 月	貸与公社:山形市鉄砲町2-19-68(山形県東南村山合同庁舎内)
	に移転

平成2年3月	財団法人山形県商業振興基金 設立(山形県商業経営課内)
1 190 2 1 0 7 3	中小商業活性化基金として助成事業を開始
平成4年10月	情報センター:山形県リテールサポートセンターを商工会館1階
	に設置
平成5年10月	情報センター:中小企業エネルギー環境対応情報提供事業開始
平成7年4月	財団法人山形県企業振興公社として4団体を統合し設立
1 /94 . 1 2/4	山形市緑町 $1-9-30$ (山形県商工会館内)
	財団法人山形県中小企業設備貸与公社(母体)
	・社団法人山形県商工情報センター
	• 社団法人山形県工業振興協会
	・財団法人山形県商業振興基金 以上4団体統合
平成 12 年 4 月	財団法人山形県テクノポリス財団(昭和 60 年設立)を統合
平成 12 年 12 月	山形市城南町1-16-1 (霞城セントラル) に移転
平成 13 年 1 月	山形県産業科学館 オープン
平成 15 年 5 月	山形県中小企業再生支援協議会 設立
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
平成 15 年 11 月	有機エレクトロニクス研究所
平成 16 年 4 月	財団法人山形県産業技術振興機構へ業務の一部を移管
平成 17 年 7月	厚生労働大臣認可職業紹介 やまがた 21 人財バンク開始
平成 18 年 4 月	山形県産業科学館管理業務を山形県中小企業団体中央会に移管
平成 18 年 10 月	山形市城南町1-1-1(霞城セントラル)に住居表示変更
平成20年4月	山形県産業創造支援センターの管理運営を受託(指定管理)
平成 22 年 7 月	厚生労働大臣認可職業紹介 やまがた 21 人財バンク継続
平成 23 年 4 月	山形県産業創造支援センターの管理運営を受託(指定管理)
平成 25 年 3 月	経営革新等認定支援機関としての認定(経済産業大臣)
平成 25 年 3 月	山形県経営改善支援センター事業開始
平成 25 年 4 月	公益財団法人山形県企業振興公社に移行
平成 25 年 7 月	厚生労働大臣認可職業紹介 やまがた 21 人財バンク継続
平成 25 年 9 月	中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)設置
平成 26 年 4 月	山形県産業創造支援センターの管理運営を受託(指定管理)
平成 26 年 4 月	中小企業トータルサポート事業に伴う地域産業振興コーディネー
	ターの設置(各総合支庁)
平成 26 年 6 月	山形県よろず支援拠点の開設
平成 27 年 6 月	山形県事業引継ぎ支援センターの開設

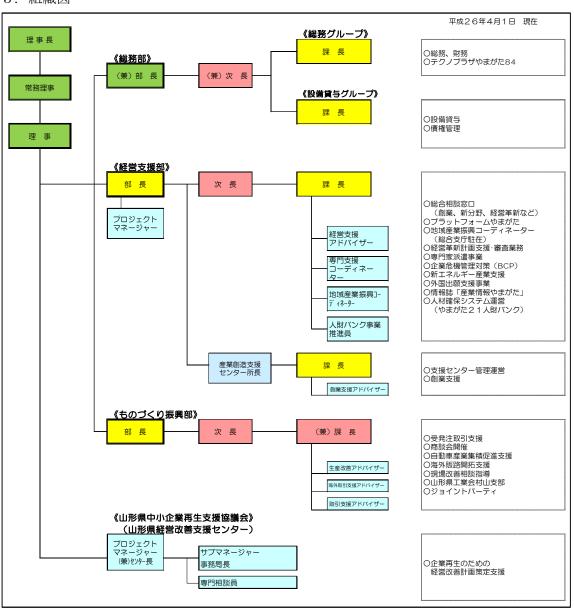
2. 役員・職員などの状況

(単位:人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	常勤	3	2	3
	うち県職員	0	0	0
役員数	うち県 OB	3	2	3
(理事・監事)	非常勤	16	11	13
	うち県職員	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0
	常勤	39	44	52
	うち県職員	3	2	2
職員数	うち県 OB	1	1	1
	非常勤	3	4	13
	うち県 OB	0	0	0
県職員計		4	3	3
県 OB 計		4	3	4

※各年度とも4月1日現在

3. 組織図



4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

			(単位:千円)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
流動資産			
現金預金	550,552	485,449	704,322
割賦設備・リース投資資産	1,980,398	2,068,419	1,899,080
未収金(割賦未収金等含む)	601,708	560,484	434,333
貸倒引当金	∆416,824	∆406,883	∆309,049
その他	151,890	152,312	150,536
流動資産合計	2,867,724	2,859,781	2,879,223
固定資産			
基本財産	350,000	350,000	350,000
特定資産	763,213	743,362	468,610
共済年金積立資産	1,280	0	0
債務保証基金特定資産	125,230	125,230	125,230
退職給付引当資産	142,762	147,548	124,118
企業ガイドブック作成積立資産	1,894	2,084	2,308
支援事業積立資産	234,658	234,416	0
保証債務代位弁済積立資産	36,327	36,327	36,327
割賦設備保証金引当資産	178,890	166,648	147,961
償還準備積立資産	24,203	13,163	14,747
リース設備引揚準備資産	9,900	9,900	9,900
商工振興特定資産	8,070	8,046	8,021
その他	1,274,258	1,087,782	936,238
固定資産合計	2,387,472	2,181,144	1,754,848
資産合計	5,255,196	5,040,925	4,634,071
流動負債			
未払金(割賦設備未払金等含む)	74,571	91,832	124,938
その他	39,383	5,969	15,702
流動負債合計	113,954	97,801	140,640
固定負債			
借入金	2,730,975	2,559,417	2,458,553
退職給付引当金	142,762	147,548	124,118
その他	380,747	366,468	307,307
固定負債合計	3,254,483	3,073,433	2,889,977
負債合計	3,368,437	3,171,234	3,030,617
指定正味財産	475,230	475,230	475,230
一般正味財産	1,411,529	1,394,461	1,128,224
正味財産合計	1,886,759	1,869,691	1,603,454
負債·正味財産合計	5,255,196	5,040,925	4,634,071
民民 工外对注目目	5,250,100	5,5 :5,620	.,551,671

(損益の状況)

(単位:千円)

			(単位:十円)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	1,171,466	1,221,097	1,251,105
受取会費	16,811	16,799	17,096
財産運用益	4,742	3,859	2,386
事業収益	871,120	843,248	747,695
受取補助金等	153,400	174,975	170,888
受取負担金	25,786	32,102	26,930
その他	99,606	150,114	286,110
経常費用	1,191,698	1,235,470	1,273,009
事業費	1,076,643	1,207,571	1,242,188
管理費	115,054	27,898	30,821
評価損益等	0	∆2,018	∆31,354
当期経常増減額	∆20,232	∆16,391	∆53,258
2. 経常外収益	0	13,276	20,141
3. 経常外費用	28,951	13,953	233,121
当期経常外増減額	∆28,951	∆677	∆212,980
法人税及び法人住民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	∆49,183	∆17,068	∆266,237
一般正味財産期首残高	1,460,712	1,411,529	1,394,461
一般正味財産期末残高	1,411,529	1,394,461	1,128,224
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
財産運用益	2,677	2,388	1,866
一般正味財産への振替額	∆2,677	∆2,388	∆1,866
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	475,230	475,230	475,230
指定正味財産期末残高	475,230	475,230	475,230
Ⅲ 正味財産期末残高	1,886,759	1,869,691	1,603,454

5. 県費受入状況

(県費受入額の推移)

(単位:千円)

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補	助	金	141,968	153,982	152,994
受	託	金	25,927	17,820	70,509
借	入	金	2,419,892	2,278,863	2,215,897
出	資	金	458,080	458,080	458,080

[※]借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

(平成 26 年度の県費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
補助金	企業振興公社運営費補助金	79,155
	新規創業・新分野進出支援体制整備事業費等補助金	55,597
	企業危機管理対策推進事業費補助金	310
	中小企業販路開拓助成事業費補助金	4,968
	自動車関連産業集積促進等事業費補助金	12,964
受託金	産業創造支援センター指定管理料	13,559
	中小企業トータルサポート地域コーディネーター配置事業委託	43,501
	中小企業処遇改善推進支援専門家派遣事業委託	1,515
	ものづくり中小企業発信力強化事業委託	6,116
	やまがた 21 人材バンク管理運営事業委託	4,957
	3 Rコンサルティング支援業務委託	861

6. 事業概要

- (1) 事業の内訳
 - ①ものづくりの強みを活かす総合的支援
 - ②企業の経営基盤強化の支援
 - ③新たなビジネスの創出・育成の支援
 - ④企業の海外事業展開の支援

(2) 各事業の内容

本法人の各部門実施している事業内容は下記のとおりである。

- ①ものづくりの強みを活かす総合的支援
 - ・県内製造業の受注確保のため、積極的に発注案件の開拓などに取り組むとともに、 受発注取引の一層の拡大を図るため、県内外で商談会を開催している。
 - ・成長が期待される自動車及び航空機の分野での取引拡大のため、県と共同してトヨタ関連企業向け展示商談会の開催、生産改善アドバイザーによる企業指導、参入支援のためセミナーなどを実施し、県内企業の競争力強化を図っている。

(下請取引の紹介・あっせん、相談事業の実施)

		平成 25 年度	平成 26 年度
発注申し出件数		191 件	153 件
受注申し出件数		170 件	127 件
あっせん・紹介件数		599 件	588 件
あっせん紹介結果	成立件数	204 件	199 件
	不成立件数	336件	541 件
	折衝中件数	385 件	233 件
契約成立当初受注金	額	278,707 千円	269,286 千円
(うち継続取引)		(98,738 千円/月)	(175,001 千円/月)
指導·相談件数	計	330 件	282 件
	取引斡旋相談	297 件	243 件
	経営関係	27 件	29 件
	技術関係	1件	1件
	苦情·紛争関係	2件	0件
	その他	3件	9件

(平成26年度商談会等開催状況)

		広域商談会	宮城・山形・福島	取引商談会	合計
			合同商談会		
開催	П	H26. 7 .16	H26.11. 6	H27. 2 .25	_
会場		月岡ホテル	東京ビッグサイト	ホテルメトロポリタ	
		(上山市)	(東京都)	ン山形 (山形市)	_
参加企業数	発注企業	116 社	58 社	86 社	260 社
	受注企業	272 社	143 社	188 社	603 社
成約件数	女	74 件	25 件	今後調査予定	99 件
成約金額	頁	71,890 千円	13,833 千円		85,723 千円
		(うち継続取引	(うち継続取引		(うち継続取
		55,782 千円/	3,510 千円/月)		引 59,292 千円
		月)			/月)

②企業の経営基盤強化の支援

- ・中小企業などが抱えるさまざまな経営課題の解決を支援するため、公社アドバイザー・コーディネーターによる相談対応や外部専門家の派遣による助言指導を行っている。また、新たに山形県よろず支援拠点を設置するとともに、県総合支庁には地域コーディネーターを配置し、相談・支援体制の充実を図っている。企業が求める人材の発掘・紹介を実施し、人材面からの支援を行っている。
- ・小規模企業者などの経営基盤強化、地域の中核的な企業の技術力向上、自動車分野 への参入促進を図るため、県内中小企業の設備投資ニーズに対応した設備貸与事業を 実施している。
- ・中小企業再生支援協議会の体制を強化するとともに、経営改善支援センターの事業 浸透に努め、金融機関や関係機関との連携を強化して中小企業が取り組む事業再生を 支援している。

③新たなビジネスの創出・育成の支援

- ・新たな事業活動を通じた企業の経営向上を図るため、経営革新案件の発掘から計画 策定、事業化に至るまで一貫した支援を行っている。
- ・専門性の高い支援を行うため、新たに専門支援コーディネーターを配置するととも に、マーケティング、食品産業、新エネ・省エネといった重点課題について、アドバ イスを実施している。
- ・創業・新分野進出を促進するため、創業塾などの開催や補助制度の活用を進めるとともに、専門家派遣による支援を行っている。

④企業の海外事業展開の支援

- ・経済成長を続ける東南アジアの新興地域の勢いを取り込むことにより、企業経営の 持続発展を図るため、ベトナム、インドネシアへのビジネスミッションを派遣してい る。
- ・海外との取引拡大に取り組む企業に対し、公社に海外取引支援アドバイザーを配置 して助言指導を行うとともに、海外事業展開に際し必要となる特許及び商標の出願費 用に対する助成を行っている。

第2 組織・ガバナンス及び人件費

(組織・ガバナンス及び給与計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事) について

本法人における理事及び監事の職務は、定款で下記のとおり定められている。

理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する(定款 第 26 条)。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する(定款第 27 条)。

任期(定款第28条)は、理事は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとしている。監事は選任後4年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。

役員の員数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根拠	員数:定款第24条 選任方法:定款第25条
員 数	・理事 7名以上12名以内
	(理事長:1名 専務理事又は常務理事:1名)
	・監事 2名以内
選任方法	評議員会の決議によって選任
	なお、理事長、専務理事又は常務理事は理事会の決議によって選定

また、平成27年度の役員は下表のとおりである。

(平成27年6月17日現在)

	職名			区分		氏名	所属
理	事	長	常		勤	森谷 裕一	県 OB
常	務理	事	常		勤	工藤誠	県 OB
理		事	휘		勤	脇川 清道	県 OB
理		事	非	常	勤	安房 毅	山形県工業会会長
理		事	非	常	勤	大澤 賢史	山形県商工労働観光部部長
理		事	非	常	勤	小野木 覺	山形県商工会連合会会長
理		事	非	常	勤	小山 清人	国立大学法人山形大学学長
理		事	非	常	勤	清野 伸昭	山形県商工会議所連合会会長
理		事	非	常	勤	長谷川 吉茂	一般社団法人山形銀行協会会長
理		事	非	常	勤	山本 惣一	山形県中小企業団体中央会会長
理		事	非	常	勤	結城 章夫	公益財団法人山形県産業技術振興機構理事長
理		事	非	常	勤	横澤 正昭	特殊法人山形県信用保証協会理事長
監		事	非	常	勤	奥山 享	奥山享税理士事務所所長
監		事	非	常	勤	菅原 好見	特殊法人山形県職業能力開発協会専務理事

14名 (理事:12名 監事:2名)

常勤役員は3名であり、その他の理事及び監事は非常勤役員である。本法人からの要請に基づき、常勤役員は全員県職員 OB が就任している。

次に、役員報酬について、原則として無報酬としている。ただし、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる(定款第 30 条)。これを受け、本法人では「役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程」において、役員及び評議員の報酬などを規定化している。

役職				報酬年額
理	1	F	長	7,280,000 円以内
常	務	理	事	4,300,000 円以内
常	勤	理	事	4,300,000 円以内

※ただし、上記支給対象は常勤役員に限る。

(単位:円)

勘定科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費		2,010,858	4,180,727
管理費		9,028,477	11,460,335
合計	15,641,052	11,039,335	15,641,062
常勤役員数(人)	3	2	3
一人あたり報酬	5,213,684	5,519,667	5,213,687

※上記、常勤役員数は各年度の4月1日現在の人数を記載している。なお、役員の交代は、定期 評議員会が開催される6月末である点に留意すること。

※上記の事業費及び管理費は、役員報酬として費用計上されたもののみ記載している。

2. 評議員について

本法人における評議員は評議員会を組織し、評議員会は法人のガバナンス確保のための最高の責任を負うため、下記の権限を保有している。

(定款第16条)

- ・理事及び監事の選任又は解任
- ・理事及び監事の報酬等の額
- ・評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- ・定款の変更
- ・残余財産の処分
- ・基本財産の処分又は除外の承認
- ・その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員の任期(定款第13条)は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとしている。

評議員の員数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根 拠	員数:定款第11条 選任方法:定款第12条
員 数	7名以上12名以内
選任方法	・評議員会において実施

また、平成27年度の評議員は下表のとおりである。

(平成27年6月17日現在)

氏名	所属
五十嵐 幸枝	一般社団法人山形県中小企業診断協会会長
伊藤 明彦	株式会社伊藤製作所代表取締役社長
金内 良一	山形県市長会事務局長
小関 敏彦	山形県工業技術センター所長
齋藤 俊勝	株式会社斎藤経営会計代表取締役社長
佐藤 日吉	株式会社ニクニ顧問
庄司 正人	株式会社山形メタル代表取締役
仁科 義英	山形県町村会事務局長
原田 啓太郎	株式会社ハッピージャパン代表取締役社長
渡辺 将和	山形県商工労働観光部中小企業振興課課長

10 名(全員非常勤)

次に、評議員の報酬については、定款第 14 条において、無報酬とされている。ただし、 評議員は全員が非常勤のため、実際の支給額は評議員への出席に対して、日当 5,000 円、宿 泊料 14,800 円もしくは 11,800 円及び食卓料 2,600 円が支給されている。

3. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	常勤	39	44	52
	うち県職員	3	2	2
職員数	うち県 OB	1	1	1
	非常勤	3	4	13
	うち県 OB	0	0	0
県職員計	県職員計		2	2
県OB計		1	1	1
職員数に占める県職員数				
(県 OB を含み、非常勤職員を		10.2%	6.8%	5.7%
除く)				

※各年度とも4月1日現在

職員の人件費については、「職員給与規程」「職員退職金支給規程」によって規定されている。

「職員給与規程」より抜粋

(給与)

第2条 この規程においては給与とは、給料及び手当をいう。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、調整手当、住居手当、通勤手当、 単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

「職員退職金支給規程」より抜粋

(適用範囲)

第2条 この規程による退職金は、常時勤務する職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、嘱託職員及び臨時職員など雇用期間の定めのある職員には支給しない。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、県職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「職員給与規程」「職員退職金支給規程」及び関連要綱に基づい

て、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、 住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務 の効率性についても併せて確認している。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「職員給与規程」及び「職員退職金支給規程」に従い、平成26年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに1か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分を県からの補助金及び受託事業収益、県からの借入金を運用して得られた運用益によって構成されている。

(単位:千円)

			(1 1 1 1 1 1 1 1 1
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	1,171,466	1,221,097	1,251,105
受取会費	16,811	16,799	17,096
財産運用益	4,742	3,859	2,386
事業収益	871,120	843,248	747,695
受取補助金等	153,400	174,975	170,888
受取負担金	25,786	32,102	26,930
その他	99,606	150,114	286,110

平成26年度における県からの補助金及び受託事業収益の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

補助金	金額	受託事業収益	金額
企業振興公社運営費補助金	79,155	産業創造支援センター指定管理 料	13,559
新規創業・新分野進出支援体制 整備事業費補助金	55,597	中小企業トータルサポート地域 コーディネーター配置事業委託	47,642
企業危機管理対策推進事業費補 助金	310	中小企業処遇改善推進支援専門 家派遣事業委託	7,201
中小企業販路開拓助成事業費補 助金	4,968	3 R コンサルティング支援事業 委託	861
山形県自動車産業集積促進等事 業費補助金	12,964	ものづくり中小企業発信力強化 事業委託	7,016
		やまがた 21 人財バンク管理運営 事業委託	4,957
合計	152,994	合計	81,236

本法人では、国から委託されている「よろず支援拠点事業」や中小企業者へ設備投資の資金的支援を行う「設備貸与事業」などが受託事業収益の大部分を占めているほか、県産品などの展示商談会の開催や発注開拓強化推進、専門家などの中小企業者への経営アドバイス支援など、多岐にわたる事業を県からの補助金や県からの借入金を運用して得られた運用益などで実施している。

当該収益を計上するための収入事務については、「財務規程」によって定められている。

「財務規程」より抜粋

第3章 出納

(収入)

第17条 収入は、収入の基礎となるべき証憑を添付して、収入伝票によりこれを行う。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握すると ともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「財務規程」に基づいて、収入事務 手続きが実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 収入事務について

「財務規程」に従い、平成 26 年度に計上されている受託事業収益、受取補助金等及び受取負担金について、サンプルを抽出し、県からの交付通知から収入調定、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第4 支出・契約

(支出・契約事務の概要)

本法人における支出・契約事務は、国や県から非常に多様で、かつ、多数の事業を受託しており、事業実施にあたっては多岐にわたる経費が契約、支出されている。

本法人において、支出・契約事務については、「財務規程」によって定められている。

「財務規程」より抜粋

第4章 契約

(契約)

第24条 公社における売買、賃貸、その他契約をしようとするときは、指名競争入札(以下「競争入札」という。)又は随意契約によるものとする。

(競争入札)

第24条の2 理事長又は専決により売買、賃貸、その他契約に関する事務を行う者(以下「担当者」という。)は、競争入札に付そうとするときは、3人以上の入札者を指定しなければならない。

(随意契約)

第25条 随意契約により契約を締結しようとするものは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が80万円以下の場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合
- (3) 緊急を要するため、競争入札に付するいとまがない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 競争入札に付するも入札者がいない場合
- (6) 落札者が契約を締結しない場合
- (7) 国又は地方公用団体との間で契約する場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業経営上特に必要があると認める場合
- 2 随意契約しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「財務規程」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1)「起案文書」の見直しについて

サンプル抽出した下記の取引に関して、「起案文書」の記載が不十分であった。

日付	摘要	金額
平成 26 年 5 月 28 日	機械要素技術展 展示小間料	3,574,200 円

本法人の「文書管理規程」及び「組織規程」によれば、1件の予定金額が300万円を超えるものの支出負担行為に係る契約に関することは、理事長の専決事項とされ、担当者は所定の様式により文書の起案を行った上で、決裁を受ける必要がある。

本事業は県からの委託に基づき実施しているものであるが、上記に基づき、県との事業委託に関する決裁は受けており、決裁文書の中に上表の展示小間料に関する資料も添付している。しかし、決裁文書の伺い内容は県からの事業委託に関する内容のみであるため、展示小間料に関する伺い内容としては不十分である。よって、規定に基づき、明確に起案文書を作成することを検討されたい。【意見】

(2)業者選定過程の「見える化」について

本法人が出展した機械要素技術展に係る出展ブースの装飾事業者の選定において、企画提案型プロポーザルが実施されたが、決定された業者の選考過程が不明確となっていた。

平成26年6月及び9月に開催された機械要素技術展への出展にあたり、出展ブースの装飾に関して、民間企業への業務委託を企画提案型プロポーザルで実施された。プロポーザルには2社が参加し、下記の3点を選考ポイントして委託先が決定された。

- ・開放的で回遊性が高いブース設計
- 「山形県」を強く印象付けられる訴求性の高いデザイン
- 「振興公社インフォメーション」ブースなど当事業効果を一層高める工夫の導入

通常、企画提案型プロポーザルにおける業者選定では、審査委員が選考のポイントごと に評価点を付け、審査委員間で協議を行った上で、委託先を決定する手続きを踏む。

しかし、本契約における審査は、選考ポイントごとの評価点はつけられておらず、審査 委員間の協議で決定し、法人内の決裁手続きを行っているのみである。審査における各審 査委員の評価点を書面にまとめ、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われた か、第三者が客観的に確認することが困難な状況である。

このことから、今後、同様の企画提案型プロポーザルを実施する際、業者選定が厳正、かつ、公平な審査に基づいて行われていることをより正確に検証できるような体制の構築、業者選定方法を検討されたい。【意見】

(3) 事業効果の評価体制について

県から委託されて本法人で実施している「やまがた 21 人財バンク管理運営事業」については、「山形県内の産業育成、産業の振興を図るため、県内への UI ターン、とりわけ高度

人材の県内誘致を図るとともに、熟練した技能・技術、専門知識などを有する県内在住の 企業退職者などの求職者の活用を推進する」ことを目的として、UI ターン希望者と県内求 人企業のマッチングを促進する事業である。事業費としては、4,956,571 円となっている。

当該事業の平成26年度の結果としては、下表のとおりである。

	求職者登録数	県内求人企業数	県内求人企業	
			登録者数	
県内企業退職者求職者	4人	10 社	19 人	
登録数				
UI ターン希望者登録数	87 人	118 社	226 人	
(学生含む)				
紹介件数		409 件		
就職件数	9件			

本事業における平成 22 年度からの紹介件数及び就職件数は下表のような推移をたどって おり、紹介件数は増加傾向にあるものの、就職件数は 10 件以下にとどまっている。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
紹介件数	78	80	178	252	409
就職件数	9	3	6	10	9

本事業における UI ターン希望者は、学生だけでなく、現役の社会人も対象としており、 山形県内の企業へ限定しているため、単純な比較はできないが、監査人としては、民間の 大手就職支援会社の会員登録者数や掲載企業数と比較して、事業効果が十分に発揮されて いるかどうか疑問である。

毎年、UI ターン希望者と県内企業者のマッチングに成功している点から、将来的な山形県の産業育成、産業の振興に対して、一定程度の効果は及ぼしているものと考えるが、本事業の成果について、委託元の県と委託先の本法人で、適正な評価がなされているか疑問である。紹介件数もひとつの成果指標であるが、事業を実施する上では、紹介件数とともに、就職件数の増加を目指していくことが望ましい。

県全体の雇用対策において本事業は、県内への人材流入を促進する上で有用な事業の一つと考えられることから、県において、本事業の実績等を適切に評価し、評価結果によっては、より効果的な業務手法について検討されたい。【意見】

第5 財産管理

1. 固定資産(有形·無形固定資産)

(概要)

主な固定資産は、霞城セントラルビル 13 階 (建物) 及び同ビル 15 階共通会議室 (建物 (山形県中小企業団体中央会、山形県商工会連合会との共有))、車両、業務用又は産業創造支援センターで貸し出すための什器備品である。

上記以外にサーバ、パソコン、プリンタ、複合機などをリース契約により使用している。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、 管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、固定資産 台帳からサンプル抽出による実地確認を行った。

(監査の結果)

(1) 使用不可の固定資産

固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、以下の産業創造支援センターで貸し出すためのノートパソコンについて、12 台全てが使用不可の状態で保管されていた。

品目	平成 26 年度末	取得年月日	数	備考
	帳簿価額(円)		量	
ノートパソコン	1	平成 13 年 12 月 14 日	12	資産番号 000000136

使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。【指摘事項】

(2) 固定資産管理に関する規定の明確化

本法人の財務規程には、固定資産の実地照合に関する記述がない。このため、固定資産が所在不明又は使用不可となっても、除却処理や固定資産台帳修正という適切な処理がなされていなかったものと考えられる。

事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すため にも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。【意見】

2. 現金預金

(概要)

本法人では小口現金を保有せず、基本的に現金は取り扱わない方針である。預金は、普通預金、定期預金を有し、毎月、会計上の残高と金融機関などからの残高証明書、通帳又は証書と照合している。

(実施した手続き)

監査人は、預金は適切に保管され、定期的な照合や通帳記帳が行われ適切に管理されているかについて、担当者へのヒアリング、金庫などの視察、平成26年度末残高について残高証明書、通帳又は証書との照合を行った。

(監査の結果)

金庫などにおける預金の管理状況は良好であり、必要最低限のものが整然と保管されていた。また、平成26年度末残高について、会計上の残高と残高証明書などを照合した結果、 両者は一致していた。

3. 資金運用

(概要)

平成26年度までの直近5年間の基本財産及び特定資産の運用状況は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①期末残高	1,158,519	1,131,401	1,113,213	1,093,362	818,610
	千円	千円	千円	千円	千円
②運用益	6,312,842 円	5,192,181 円	4,741,637 円	3,858,775 円	2,386,478 円
利回り (②÷①)	0.55%	0.46%	0.43%	0.35%	0.29%

(実施した手続き)

監査人は、資金運用の対象は適切か、運用事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、財産管理運用規程を定め、適用対象、運用方針、運用方法、理事会・評議 員会への報告などについて規定している。

平成 26 年度の運用については、普通預金及び定期預金、商工債によって行われており、 財産管理運用規程の以下の条項に準拠していることを確認した。

「財産管理運用規程」より抜粋

(運用方法)

第5条 資金運用は、銀行その他の確実な金融機関の預貯金、若しくは信託会社への信託、 又は国債、公債その他確実な有価証券によるものとする。

4. 特定資産

(概要)

平成26年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額 (千円)
債務保証基金特定資産	運用益を債務保証事業の財源として使用	125,230
退職給付引当資産	退職給付引当金相当の積立資産	124,117
企業ガイドブック作成積立資産	企業ガイドブック作成のための積立	2,307
保証債務代位弁済積立資産	債務保証事業の代位弁済を行うための積	36,326
	立資産	
割賦設備保証金引当資産	割賦販売における預り保証金の引当資産	147,960
償還準備積立資産	自動車設備貸与事業及び設備貸付事業に	14,747
	おける県借入金返済のための積立金	
リース設備引揚準備資産	設備貸与事業の積立資産であり、リース設	9,900
	備引揚に備えたもの	
商工振興特定資産	商工団体会議室の修繕の財源として使用	8,020

(実施した手続き)

特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、特定資産の積立については伝票の承認により、取崩については金額的に大きい場合は何書、伝票の承認により、それ以外の場合は伝票の承認により実行されている。

その金額も、企業ガイドブック作成積立資産については「事業別収支試算表の当期収支 差額」、償還準備積立金については「割賦設備収入から県借入金返済額を控除した額」、負 債に対応する特定資産については負債と同額とするための差額とするなど、計算方法がそ れぞれ従来から決まっており、計算書が伝票の基礎書類として添付されている。

以上のとおり、金額の決定方法は目的に照らして適切であるが、本法人では積立・取崩額の計算方法や承認などの事務手続を定めた規程を設けていない。特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法などが制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法などについて、年度を超えて統一的な運用が必要である。

また、他章でも触れたが、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(日本公認会計士協会)においても、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされている。

よって、特定資産についての目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取 扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

また、特定資産のうち「商工振興特定資産」は、霞城セントラルビル 15 階の 3 団体それ ぞれが持分を持つ会議室の修繕の財源であり、実際に修繕を行った場合に当該資産を取り

崩し、使用している。

当該会議室の修繕に本法人の特定資産が使用されるのは、当該資産の取得経緯による。

すなわち、本法人、山形県中小企業団体中央会及び山形県商工会連合会が山形県商工会館から霞城セントラルビルに移転する際、移転時の残余財産について3団体分全て本法人が贈与を受け、その代わりに、移転後の共通会議室の修繕に係る財源に充当することとしたものである。

当該経緯について文書化された取決めはなく、将来、当該特定資産を全て充当した後は、 会議室の修繕については3団体で持分に基づき負担按分するのが合理的であるが、その負 担関係を定めた協定書などが作成されていない。

担当者の退職や配置転換により、当時の経緯の引継が円滑になされず、修繕に関する負担関係が曖昧になる可能性があり、商取引の慣行上、費用負担に関して取決めを行っておくべきである。よって、共通会議室に係る修繕費用の負担関係を取決めた協定書などを作成することを検討されたい。【意見】

5. 資金調達

(概要)

本法人の資金調達は、主として、当該貸与設備購入資金として、県から無利子で借り入れたものである。なお、事業者への貸与額のうち、県から無利子で借り入れた部分については、貸付利息は無利子となっている。

(実施した手続き)

監査人は、本法人の借入及び返済条件、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成26年度の県からの借入の返済条件は、期間8年で当初2年間返済据置、その後、半年毎に元金均等返済というものである。これは、従来、設備貸与制度の最長期間が7年であったことから、貸与期間終了後の返済となることなどを考慮して決定されたものと考えられる。

しかし、平成27年4月以降、貸与制度が変わり、貸与期間が最長10年まで延長された。 これにより、県からの借入期間も11年以内と状況の変化に対応した返済条件に変更されていることを確認した。

6. 貸与資産(リース含む)及び未収金

(概要)

本法人では、国や県の制度として設備貸与制度を実施しており、事業者の申し出により

経営に必要な設備を本法人が購入し、低利で割賦販売又はリースを行っている。 貸与制度の概要は以下のとおりである。

(貸与制度の概要)

	小規模企業者等設備貸与制度 (国の制度)	工業技術力整備機械貸与制度 (県の制度)	自動車航空機関連産業設備貸与制度 (県の制度)		
対象要件	常時雇用人数0~50名の全業種(※1)	常時雇用人数 51~300 名の原則製造業	自動車及び航空機関連産業に係る製造業 (従業員規模による制限なし)		
限度額	100万円~1億円	300万円~1億円	100万円~5,000万円		
貸与期間	3年~10年(耐用年数の範囲内)	3年~7年(耐用年数の範囲内)	3年~10年(耐用年数の範囲内)		
据置期間	〇カ月~12 カ月の範囲内で選択可能 (割賦のみ)	月払い:6カ月 年払い:12カ月	〇カ月~36 カ月の範囲内で選択可能		
割賦損料率	年率 1.4~1.8% (※2)	年率 1.8% (※2)	年率 1.4% (※2)		
月額リース料率	例 7年リース: 月額 1.337%~1.354% (※2)	例) 7年リース: 月額 1.354% (※2)	リースの設定はありません		
お支払方法	毎月又は半年毎の 15 日に原則口座引落し(半年毎は割賦のみ)				
保証金	設備金額の5% (割賦のみ)				
担保•保証人	不動産担保又は原則不要 連帯保証人については「経営者保障に関するガイドライン」に則って判断します				

^{※1 21~50} 名の中小企業については「①長期借入残高が 4,2 億円以下」「②3カ年平均経常利益が 3,500 万円以下」「③ 大企業等の出資を受けていない」のいずれにも該当することが必要です。 →ひとつでも該当しない項目がある場合は、個別にご相談下さい

※2 平成27年4月現在。

(出典:山形県企業振興公社 HP)

制度の対象者・貸与限度額・対象設備・割賦販売又はリースの契約内容・申込から契約の締結、設備の引渡しに至る業務フローについては、本法人の「業務方法書」に規定され、 当該規程に定められるところに基づき、業務が執行されている。

また、当該業務にかかる「設備貸与債権」(割賦債権及びリース債権)については、本法人の「設備貸与債権分類規程」に基づき、債務者である制度利用者の経営状況や返済状況を基礎として、当該債務者を信用リスクに沿って5段階に区分けするとともに、その信用リスクごとに保全の十分性に応じて債権を4つの分類に仕分けする「自己査定」という作業が行われる。債務者の区分けは「債務者区分」、債権の仕分けは「債権分類」といい、当該債務者区分ごとに貸倒引当金の計算方法が規定され、当該債権分類に応じて貸倒引当金の設定対象範囲が決定される。

なお貸倒引当金とは、適正な資産評価を行う観点から、金銭債権の回収不能見込額について、決算で予め計上される債権の評価減相当額であり、将来の貸倒リスクを定量的に表現したものである。貸借対照表上は、当該回収不能分は請求すべき金額(帳簿価額)から直接減額されるのではなく、貸倒引当金という名称の別の勘定科目(資産のマイナス残高)を用いて間接的に評価減を行うことになる。貸倒引当金への繰入は年度の費用として処理

される。

さらに、割賦販売又はリース取引に基づく約定期日を超過した未収割賦代金又は未収リース料、契約解除にかかる損害賠償金・遅延損害金などの「未収設備貸与債権」については、本法人の「未収設備貸与債権管理業務規程」に基づき債権保全の手続きがとられるとともに、上記の自己査定によって回収不能と見込まれた金額については、破産・民事再生・会社更生などの手続開始申立、債務者の死亡や事業の停止など、当該規程内に定められた「未収設備貸与債権償却基準」に該当する場合は、償却手続きが行われる。

償却とは、債権の未回収残高を貸倒損失として処理することをいい、当該債権に個別に 対応する貸倒引当金がすでに設定されている場合は、未回収残高のうち貸倒引当金が設定 されていない残額につき年度の費用として処理される(貸倒引当金が設定済の部分は当該 引当金と相殺される。)。貸倒償却は帳簿価額を直接減額する処理であり、貸借対照表上は 債権残高として計上されなくなるところが貸倒引当金と異なる。

すなわち、貸倒引当金は債権残高に対し保守的に評価減を行い、回収が可能と見込んでいる金額のみを資産として表示するものであるのに対し、償却は債権残高を帳簿から落とす (簿外とする) ことで、資産として表示しないという会計上の最終処理を行うものである。本法人では、償却後の債権は簿外となるため、別途台帳を作成してその後の管理事務 (法的手続など)を行っている。

なお償却の決定や回収不能債権にかかる管理事務の停止については、毎年度末の債権管理検討会において外部の識者を交えてその要否の検討を行うとともに、県に対し報告を行っている。

平成26年度の貸与制度(事業)別の関連資産残高は以下のとおりである。

(単位:千円)

	設備貸与	工業技術力設備	自動車関連	合計
	事業会計	機械貸与事業	設備事業会計	
		会計		
割賦設備	863,522	274,271	224,645	1,362,439
リース投資資産	316,662	219,977	_	536,640
割賦設備未収金	35,697	_	_	35,697
割賦損料未収金	1,003	_	_	1,003
割賦設備未収損害	97,577	23,095	_	120,672
賠償金				
未収リース料	19,442	_	_	19,442
未収規定損害金	217,804	_	_	217,804
貸倒引当金	△288,296	△20,753	_	△309,049

(実施した手続き)

監査人は、上記の貸与事業における貸与の決定・対象者との契約・物件の引渡しなどの 事務につき、業務方法書に定められた業務フローに従って業務が遂行されているかどうか の観点から、担当者へのヒアリング並びに資料閲覧を実施した。

また、平成 26 年度における自己査定及び貸倒引当金の処理につき、設備貸与債権分類規程に定められた方法に従って債務者区分の決定と債権分類の算定が適切に実施されているかどうか、並びに貸倒引当金の計算が適正に実施されているかどうかの観点から、担当者へのヒアリング並びに監査人による業務の検証を行った。

さらに、未収債権の管理保全や償却につき、未収設備貸与債権管理業務規程に定められた方法に従って業務が遂行されているかどうかの観点から、担当者へのヒアリング並びに 資料閲覧を実施した。

(監査の結果)

債務者区分の判定及び貸倒引当金の計算について、以下の点において規程の定めと実際 の運用に相違があり、その一部については運用方法の是正が必要と認められた。

(1) 債務者区分の判定について

設備貸与債権分類規程では、債務者区分につき以下のような規定がある。

「設備貸与債権分類規程」より抜粋

(債務者区分の定義)

- 第3条 債務者区分は、次のとおり定義する。
 - (1) 正常先とは、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいう。
- (2) 要注意先とは、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に 問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題があ る債務者など、今後の管理に注意を要する債務者をいう。

なお、要注意先のうち、元本又は利息の支払いが延滞している債務者及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図ること等を目的に、約定条件の変更等を行った債務者は、要管理先という。

- (3) 破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- (4) 実質破綻先とは、法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な 経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営 破綻に陥っている債務者をいう。
- (5) 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

(債務者区分)

- 第4条 債務者区分は、債務者の財務状態及び債務弁済状態・経営成績等を把握し、次により行う。
- (1) 形式区分 別表 I-1 により、形式的に区分する。
- (2) 実質区分 別表 I 2により、実質的に区分する。

(別表 I-1) 債務者の形式区分の基準

債務弁済状態による	法的整理及	延滞先			非延滞先	
形式区分	び取引停止	6ヶ月以上	3ヶ月以上	1ヶ月以上	貸出条件緩	それ以外の
	処分先	延滞	6ヶ月未満	3ヶ月未満	和先	非延滞先
財務状態による						
形式区分		弁済無し	弁済有り			
債務超過2期以上	破綻先	実質破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	破綻懸念先	要注意先
債務超過1期のみ	破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先	要注意先
赤字・繰越欠損	破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先	要注意先
債務超過・赤字・繰越欠損 なし	破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先	正常先
財務データ非公開	破綻先	実質破綻先	破綻懸念先	要注意先	要注意先	要注意先

(別表 I-2) 債務者の実質区分の基準

債務者区分は、債務者の実質的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益力の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、取引金融機関等の支援状況を総合的に勘案して実質的に判定して行う。

当該規程では、債務者区分の判定にあたって、まずは別表 I — 1 の「債務弁済状態」と「財務状態」の 2 つの属性によるマトリクスに債務者を当てはめることで、形式的に債務者区分を仮決めした上で、当該仮の区分を基礎としつつも、形式区分の判定結果が債務者の実態を反映しない場合があれば、別表 I — 2 に示された目線で債務償還能力や経営改善の見込みなどを総合的に勘案して債務者区分の補正を行い、最終判定を行うこととされて

いる。

しかし、本法人の実際の事務においては、設備貸与債権にかかる債務者区分の判定に当たって、別表I-1における「財務状態による形式区分」を一律「財務データ非公開」として処理し、事実上「債務弁済状態による形式区分」のみの目線で判定が行われていることから、設備貸与債権分類規程と整合しない運用になっている。

設備貸与債権分類規程の趣旨は、債務者の足元の弁済履行状況だけでなく、収益力や経営状況などを踏まえた将来的な信用リスクを勘案した債務者区分の判定を行うことにあり、形式区分のマトリクスもその観点から作成されている。従って、形式区分は債務者区分の判定に際して基礎をなすものであり、財務状態の悪化の程度によっては債務者区分の判断結果が変わってくる可能性があることから、別表 I - 1の「財務状態による形式区分」においては、一律に処理するのではなく、徴求した決算書等に基づき個々の債務者の実情を当てはめて判断を行うべきである。【指摘事項】

なお、上記によって自己査定にかかる事務が煩雑となり、決算作業の遅れや非効率、又は事務ミスなどを誘発するというデメリットが生じるリスクも考えられる。その場合は、規定を見直し、効率性の観点から債権額などの量的基準を設けて、当該基準を下回る僅少な非延滞債務者については、簡便的に債務弁済状態のみで債務者区分を判断する方法(簡易査定)を導入することも検討の余地がある。

(2) 貸倒引当金の計算について

まず、貸倒引当金の計算対象については、設備貸与債権分類規程第8条では、設備貸与 債権の債務者区分ごとに算定するものと規定されている。

すなわち、貸与事業の対象者である債務者につき正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先の5つの区分に区分けした後、債権をこれらの債務者区分ごとにグルーピングし、債権分類を行うとともに、上記の規程に定められた計算方法を持って、貸倒引当金を計算することとなる。

債権分類とは、債権をその保全の十分性に応じて4つの分類に仕分けするものであり、 設備貸与債権分類規程では、以下のとおり規定されている。 「設備貸与債権分類規程」より抜粋

(債権分類の定義)

第5条 債権分類は、次のとおり規定する。

- (1) Ⅰ分類とは、Ⅱ分類、Ⅲ分類及びⅣ分類に分類されない債権で、回収の危険性又は 価値の毀損の危険性について問題のない債権をいう。
- (2) Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存する等の理由により、その回収について債権の全額回収が見込まれる通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権をいう。
- (3) Ⅲ分類とは、全額回収又は価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生 の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権をいう。
- (4) Ⅳ分類とは、回収不可能又は無価値と判定される債権をいう。

(債権分類)

第6条 債権の分類は、債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について、別表 I —3により行う。

(別表 I - 3) 債権の分類基準

債務者区分		債権分類区分			
		優良担保・保証	その他の担保・	その他の担保・	保全されていな
		で、保全されて	保証分で、回収	保証分で、回収	い部分
債権区分	債権区分		が可能な部分	が不確実な部分	
正常先		I 分類	I 分類	_	I 分類
要注意先	その他	I 分類	Ⅰ又はⅡ分類	_	Ⅰ又はⅡ分類
	要管理先	I 分類	Ⅰ又はⅡ分類	_	Ⅰ又はⅡ分類
破綻懸念先		I 分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅲ分類
実質破綻先		I 分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	IV分類
破綻先		I 分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	IV分類

設備貸与債権分類規程においては、貸倒引当金の計算対象となる債権のグルーピング単位は、債務者区分となる。したがって、例えばその他の要注意先(要注意先のうち、要管理先を除く)であれば、当該債務者区分に区分けされた債務者の債権は、I分類、II分類に関わらず、すべてその他の要注意先の債権としてグルーピングした上で、上記規程において債務者区分ごとに定められた計算方法にて貸倒引当金を計算することになる。

次に、貸倒引当金の計算過程については、設備貸与債権分類規程では、以下のとおり規定されている。

「設備貸与債権分類規程」より抜粋

(貸倒引当金の算定)

- 第8条 小規模設備貸与事業、単独貸与事業、自動車航空機貸与事業に係る債権の貸倒引 当金の算定は、毎年度、次に掲げる債務者区分ごとに、算定するものとする。
 - (1) 正常先に対する債権については、今後1年間の予想損失率を算定するものとする。 今後1年間の予想損失率の算定にあたっては、1年間の貸倒実績率(期首の正常先債 権額のうち期末までに債務者区分が破綻懸念先以下となり、回収不能となった債権額 の比率)の過去3算定期間の平均値に基づき予想損失率を求め、正常先債権額に予想 損失率を乗じて算定するものとする。
 - (2) 要注意先に対する債権については、(1)に準じて算定するものとする。 (中略)
 - (3) 破綻懸念先に対する債権については、個別債務者毎に、債権額から担保による処分可能見込額、保証等による回収が可能と認められる額を控除し、残額(Ⅲ分類)のうち必要額を算定する。Ⅲ分類債権のうち必要額の算定にあたっては、原則として、3年間の貸倒実績率(期首の破綻懸念先債権額のうち、査定期間の最終年度末までに

債務者区分が実質破綻先又は破綻先となり、回収不能となった債権額の比率)の過去3算定期間の平均値に基づき予想損失率を求め、個別債務者のⅢ分類額に当該予想損失率を乗じて必要額である予想損失額を算定するものとする。

(中略)

- (4) 実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債務者毎にⅢ分類及びⅣ分類 とした債権額全額を予想損失額(回収不能額)として算定するものとする。
 - 2 前項の予想損失額の算定にあたっての貸倒実績率及び予想損失率の算出は、次によるものとする。
 - (1)貸倒実績率の算出

今後1年間及び今後3年間の損失額を算定する場合における貸倒実績率の算出にあたっては、いずれも貸倒引当金を計上する事業年度末から遡って過去3算定期間における貸倒実績率の平均値により算出するものとする。

当該算定期間における毀損額(注)

貸倒実績率

各算定期間の期首の正常先債権額(又は要注意先債権額、又は破綻懸念先のⅢ分類額

- (注) 毀損額は次のとおりとする
- ① 正常先債権及び要注意先(要管理先及びその他の要注意先)債権 各算定期間における期首の正常先(要注意先)債権額が当該算定期間の末日までに、

破綻懸念先債権として個別貸倒引当金として計上した額(Ⅲ分類債権のうち必要額)、 実質破綻先・破綻先債権として個別貸倒引当金として計上、又は償却(Ⅲ分類債権と Ⅳ分類債権との合計額)した額(債権放棄又は債権売却等による損失額があれば当該 金額を加算した額)とする。

② 破綻懸念先債権

破綻懸念先のⅢ分類についての必要額を算定する際の貸倒実績率を算出する場合の 毀損額は、各算定期間の末日までに、実質破綻先・破綻先債権として個別評価による 貸倒引当金として計上、又は償却した額の合計額(Ⅲ分類額とⅣ分類額との合計額で、 債権放棄又は債権売却による損失額があれば当該金額を加算した額)とする。

上記によると、貸倒実績率の計算にあたって、正常先及び要注意先においては「今後1年間の予想損失額」を算定することとされており、破綻懸念先(今後3年間の予想損失額を算定)とは算定期間の長さが異なる(厳密には、要注意先のうち要管理先はこれに該当しないが、本法人においては要管理先に区分されている債務者の該当がないため、ここでは要注意先=その他の要注意先を指すものとする。)。この趣旨としては、破綻懸念先はその定義上、「今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者」であり、信用リスクがより大きいことから、保守的に3年分の予想損失に対して引当するものと考えられる。

また、設備貸与債権分類規程第8条(3)では、破綻懸念先にかかるⅢ分類債権に対する貸倒引当金の計算について、なお書きとして以下の規定が併せて付されている。

なお、債権残高が1千万円を超える債務者については、個別債務者毎に見積った回収可 能額を控除した額を予想損失額として算定することができるものとする。

本来、破綻懸念先は「今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者」であり、より厳密な処理を行う必要があると考えられることに加え、債権分類上、保全されていない部分(III 分類)を特定して当該部分に引当を行うことから考えると、予想損失率による引当では、債務者区分が実質破綻先・破綻先にランクダウンした場合の引当額不足の発生(二次ロス)リスクがあり、その意味でより保守的な対応が必要になるものと考えられる。しかし、管理すべき債務者の数が多い場合、厳密な評価を行うことで事務が煩雑となり、決算作業の遅れや非効率、又は事務ミスなどを誘発するというデメリットが生じることも考えられるため、予想損失率による貸倒引当金の設定が許容されているのが一般的であり、例えば金融庁の「金融検査マニュアル」は上記の考え方に基づき貸倒引当金の算定方法を規定しており、本法人の規程も同様の考え方に基づき策定されているものと解される。

さらに、実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権にかかる引当については、設備貸与債権分類規程第8条(4)では、Ⅲ分類及びⅣ分類として債権の全額につき回収不能額として貸倒引当金を計上することとされている。

上記を踏まえ、本法人の実際の決算事務における貸倒引当金の計算を検証したところ、 以下のような不備が認められた。

まず、貸倒実績率については、正常先及び要注意先について今後1年間の予想損失率を 算定すべきところを今後3年間の予想損失率としており、また、本来であれば債務者区分 ごとに予想損失率を見積って貸倒引当金の計算を行うべきところを債権分類額ごとに算定 しているため、設備貸与債権分類規程と整合していない。具体的には、あるべき処理と実 際の処理は、以下のような関係となっている。

あるべき処理	実際の処理
正常先に区分された債務者の債権に対	すべての債務者のI分類債権額に対し、
し、今後1年間の予想損失率を乗じて引	(正常先の)今後3年間の予想損失率を
当金を計算	乗じて引当金を計算
要注意先に区分された債務者の債権に	すべての債務者のⅡ分類債権額に対し、
対し、今後1年間の予想損失率を乗じて	(要注意先の)今後3年間の予想損失率
引当金を計算	を乗じて引当金を計算
破綻懸念先に区分された債務者のⅢ分	すべての債務者のⅢ分類債権に対し、
類債権に対し、今後3年間の予想損失率	(破綻懸念先の)今後3年間の予想損失
を乗じて引当金を計算	率を乗じて引当金を計算

次に、破綻懸念先Ⅲ分類債権については、債権残高が1千万円を超える債務者であっても予想損失率による引当を行っているが、本法人において破綻懸念先に区分された債務者数(15 先)は多いとは言えないことから、原則通り、個別債務者ごとに回収可能額を控除した回収不能分を見積って貸倒引当金を計算すべきと考えられる。

さらに、実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権については、残高に一定の比率(70%)を乗じて計算しているため、本来全額(100%)を引当しなければならないのに対し、当該比率との差分が引当不足となっている。

よって、貸倒引当金の計算においては、設備貸与債権分類規程の記載又は趣旨と整合しない運用になっていると認められる部分につき、以下の通り処理されるべきである。【指摘事項】

- ① 正常先及び要注意先については、債務者区分ごとに今後1年間の予想損失率をもって 貸倒引当金を計算すべきである。
- ② 債権残高が1千万円を超える破綻懸念先のⅢ分類債権については、個別に回収不能額を見積って引当すべきである。

③ 実質破綻先及び破綻先のⅢ分類債権については、その全額を引当すべきである。

参考までに、監査結果を全て踏まえた方法により計算した場合の貸倒引当金と、平成 26 年度決算において実際に計上された貸倒引当金とを比較すると、以下のとおりとなる。

(監査結果を踏まえて計算した場合の貸倒引当金)

(単位:千円)

債務者区分	対象債権計	I分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	IV分類
正常先	1,666,793	1,666,793			_
要注意先	22,092	1,370	20,722	_	_
破綻懸念先	122,011	17,692	3,150	101,169	_
実質破綻先	175,742	64,014	0	1,290	110,438
破綻先	112,118	32,470	0	1,916	77,731
計	2,098,758	1,782,341	23,872	104,375	188,169

債務者区分	監査人計算	H26 年度	差額
	貸倒引当金	実際計上額	
正常先			
要注意先	△6,826		
破綻懸念先	△51,223		
実質破綻先	△111,728		
破綻先	△79,647		
計	△249,425	△309,049	△59,623

なお、「差額」△59,623 千円については、結果的に実際計上額の方が貸倒引当金が大きいことを示しているが、債務者区分について債務者の財務状態による判断が行われていないため、あるべき債務者区分より上位に区分されている債務者が存在し、その分引当すべき額が不足している可能性がある。したがって、必ずしも実際計上額が実態に比して過大であることを示すものではない点に留意を要する。

第6 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、ヒューマンライズ Uni 公益法人会計を使用している。また、3つネットワークサーバを保有している。

本法人では、さまざまな支援業務(1.ものづくりの強みを活かす総合的な支援 2. 創業の促進と円滑な事業承継、小規模事業者の支援 3.企業の経営基盤強化の支援、企業の海外事業展開の支援)を通じて、様々な顧客情報、個人情報が管理されている。扱いによっては、顧客情報、個人情報の漏洩という大きな問題を引き起こしてしまう可能性がある。ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているか、が重要である。

(実施した手続き)

監査人は、ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の 持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、平成 28 年4月施行を目指し情報システムに関する規程を整備中であるが、 現状、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。早急に規 程の整備を行う必要がある。【指摘事項】

(1) ID、パスワードの管理

ID の改廃は、本法人の総務担当者及び保守契約を行っている外部業者のみが実施可能であり、内部統制が働いている。また、パスワードはシステムで4桁以上、1か月期限変更と設定されており、期限内に変更を怠った場合は使用が出来なくなる。変更ルールに関しては強固なセキュリティにより担保されている。

しかし、パスワードの最低桁数が4桁であることは、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。県の定めるルール(8文字以上14文字以内)を参考に最低桁数の再検討を実施し、顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数を増やすことを検討されたい。【意見】

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。

様々な顧客情報・個人情報を有する本法人としては、外部記録媒体の取扱いに関するセキュリティが十分に確保されていないと言える。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。【指摘事項】

第6章 公益社団法人山形県畜産協会

第1 法人概要

1. 基本情報

(山形県 JA ビルー外観)



団 体 名 称	公益社団法人 山形県畜産協会
所 在 地	山形市七日町三丁目1番16号
設立年月日	昭和 30 年 12 月 19 日
団体代表者	会長 長澤 豊
所 管 部 局	農林水産部 畜産振興課
基本財産	_
資本金·出損金	355,420 千円(156,500 千円、44.0%)
(県割合)	
主な出資者	山形県、全農協連、市町村、その他
設 立 目 的	畜産農家の経営改善、畜産物価格の安定、家畜衛生の向上及び自衛防
	疫の推進等に関する事業を行い、もって畜産の振興と畜産経営の健全
	な発展に寄与すること
主な事業内容	(1) 畜産の経営・技術の改善及び生産基盤の強化に関する事業
	(2) 畜産に関する調査及び研究に関する事業
	(3) 畜産に関する広報及び情報提供に関する事業
	(4) 肥育牛、子豚、肉豚等畜産物価格の安定に関する事業
	(5) 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和 63 年法律 98 号) に
	基づく生産者補給金の交付に関する事業

	(6) 家畜・畜産物の衛生対策に関する事業
	(7) 家畜伝染性疾病の予防及び畜産物の安全性確保に関する事業
	(8) その他協会の目的達成に必要な事業
情報公開(HP)	http://yamagata.lin.gr.jp/

(沿革)

昭和 30 年 12 月 19 日	「社団法人山形県畜産会」を設立
昭和40年3月13日	「社団法人山形県子豚価格安定基金協会」を設立
昭和 45 年 8 月 1 日	「社団法人山形県肉用子牛価格安定基金協会」を設立
昭和47年4月1日	両協会が統合し「社団法人山形県畜産物価格安定基金協会」を
	設立
昭和 48 年 4 月 18 日	「山形県家畜畜産物衛生指導協会」(任意組合)を設立
昭和50年4月1日	「社団法人山形県家畜畜産物衛生指導協会」を設立
平成15年4月1日	「社団法人山形県畜産会」「社団法人山形県畜産物価格安定基
	金協会」「社団法人山形県家畜畜産物衛生指導協会」が統合し
	「社団法人山形県畜産協会」を設立
平成 25 年 3 月 19 日	県知事より公益社団法人への移行認定書を受理
平成 25 年 4 月 1 日	「公益社団法人山形県畜産協会」に名称変更し設立登記理事会
	設置法人監事設置法人

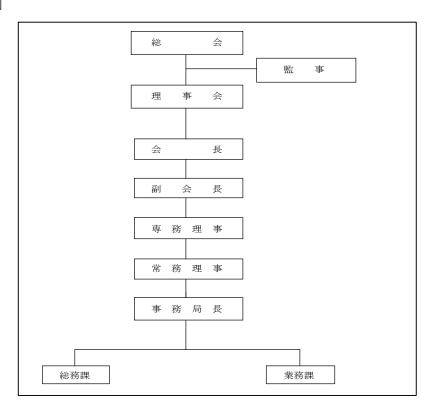
2. 役員・職員などの状況

(単位:人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	常勤	1	1	1
	うち県職員	0	0	0
役員数	うち県 OB	1	1	1
(理事・監事)	非常勤	13	13	13
	うち県職員	2	2	2
	うち県 OB	0	0	0
	常勤	12	12	12
	うち県職員	0	0	0
職員数	うち県 OB	2	3	3
	非常勤	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0
県職員計		2	2	2
県OB計		3	4	4

※各年度とも4月1日現在

3. 組織図



4. 財務状況

(財政状態)

(i	当4	☆.	エ	田)

			<u>(単位∶千円)</u>
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
流動資産			
現金預金	338,124	132,642	143,330
未収金	27,182	20,910	21,097
その他	554	553	1,005
流動資産合計	365,861	154,105	165,432
固定資産			
基本財産	0	0	0
特定資産	2,223,535	1,845,489	3,032,129
建物(減価償却累計額控除後)	90,018	85,149	80,281
退職給付引当資産	20,740	22,426	18,841
生産者積立資産	223,654	231,812	233,723
特別の積立資産	26,191	21,236	16,363
調整積立資産	797	799	800
価格差補てん準備資産	6,490	5,577	5,584
予防注射事故見舞引当資産	3,023	3,023	3,023
自衛防疫運営準備金引当資産	31,133	31,133	31,133
運営特別基金資産	128,952	0	0
運営基金資産	10,000	10,000	10,000
肥育安定基金引当資産	1,337,117	1,088,915	2,286,961
長期預り金資産	337,920	337,920	337,920
寄付金資産	7,500	7,500	7,500
その他	5,750	5,750	5,750
固定資産合計	2,229,285	1,851,240	3,037,880
資産合計	2,595,146	2,005,344	3,203,311
流動負債			
未払金	243,725	17,193	20,773
その他	46,923	59,211	63,530
流動負債合計	290,648	76,404	84,303
固定負債			
借入金	0	0	0
退職給付引当金	20,740	22,426	18,841
預り金	337,920	337,920	337,920
その他	0	0	0
固定負債合計	358,660	360,346	356,761
負債合計	649,308	436,750	441,064
指定正味財産	1,829,922	1,450,189	2,640,412
一般正味財産	115,917	118,406	121,835
正味財産合計	1,945,838	1,568,594	2,762,247
負債・正味財産合計	2,595,146	2,005,344	3,203,311
表层 工外对注目目	2,000,140	2,000,044	0,200,011

(損益の状況)

(単位:千円)

T			(単位:十円)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	853,403	235,789	316,841
受取会費	5,089	5,019	5,019
財産運用益	664	510	500
事業収益	116,021	116,535	107,480
受取補助金等	99,417	66,246	114,884
受取負担金	14,697	13,404	13,316
その他	617,515	34,075	75,641
経常費用	861,612	233,283	313,410
事業費	853,512	228,709	310,316
管理費	8,100	4,574	3,094
当期経常増減額	∆ 8,210	2,505	3,430
2. 経常外収益	830,770	2,007,746	20,797
3. 経常外費用	826,969	2,007,762	20,798
当期経常外増減額	3,801	△ 16	△ 1
法人税及び法人住民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,408	2,489	3,429
一般正味財産期首残高	120,325	115,917	118,406
一般正味財産期末残高	115,917	118,406	121,835
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金	726,901	964,888	956,924
受取積立金	241,345	320,418	318,127
財産運用益	849	778	828
その他	1,398,075	1	15
一般正味財産への振替額	△ 632,134	△ 1,665,818	∆ 85,671
当期指定正味財産増減額	1,735,036	△ 379,733	1,190,223
指定正味財産期首残高	94,886	1,829,922	1,450,189
指定正味財産期末残高	1,829,922	1,450,189	2,640,412
Ⅲ 正味財産期末残高	1,945,839	1,568,595	2,762,247

※会計間の内部取引について、相殺後の金額で記載しているため、外部公表用の決算書と相違している。

5. 県費受入状況

(県費受入額の推移)

(単位:千円)

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補	助	金	15,704	14,219	13,821
受	託	金	2,316	2,316	2,382
借	入	金	-	-	-
出	資	金	156,500	156,500	156,500

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

(平成26年度の県費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額				
補助金	死亡牛 BSE 検査体制支援事業費補助金	10,876				
	公益社団法人山形県畜産協会組織強化事業費補助金					
	家畜個体識別等情報活用促進事業費補助金	200				
受託金	畜産経営技術高度化促進事業委託	2,382				

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ①畜産経営技術の改善に関する事業
- ②畜産基盤の拡充強化に関する事業
- ③畜産に関する調査研究及び情報提供に関する事業
- ④家畜畜産物の価格差補てんに関する事業
- ⑤家畜畜産物衛生対策及び家畜伝染性疾病の予防に関する事業

(2) 各事業の内容

本法人の各部門で実施している事業内容は下記のとおりである。

経営支援関係では、経営診断結果に基づき経営改善に向けた技術指導などを行う「畜産経営技術高度化促進事業」や「畜産特別資金等推進指導事業」、肉用牛の生産基盤を強化するため繁殖雌牛の導入に対し助成する「肉用牛経営安定対策補完事業」などを引き続き実施しているほか、国産粗飼料の利用・定着を図るため酪農家に奨励金を交付する「国産粗飼料利用体制強化事業」に新たに取り組んでいる。

価格安定関係では、畜産物価格の低下に対処するため、生産者に補給金・補てん金を交付する「肉用子牛生産者補給金制度」、「子豚価格差補てん事業」、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」や、肉用子牛生産者補給金制度を補完する「肉用牛繁殖経営支援事業」に取

り組むなど、価格と経営の安定化を図っている。

衛生指導関係では、ヨーネ病やオーエスキー病の清浄化などを図るための事業や家畜疾病予防のワクチン接種などを行う事業、死亡牛のBSE 検査のための一時保管と適切な処理を行うための事業などを引き続き実施している。また、海外悪性伝染病が万が一発生した場合の損失に対し国が補助する「家畜防疫互助基金支援事業」への加入促進を図り、「生産者段階における防疫強化対策事業」においては、生産者が参加した口蹄疫防疫演習や農場HACCP認証に向けた取組みを支援している。

第2 組織・ガバナンス及び人件費

(組織・ガバナンス及び給与計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事) について

本法人における理事及び監事の職務は、定款で下記のとおり定められている。

理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する(定款 第 22 条)。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する(定款第 23 条)。

任期(定款第24条)は、理事及び監事ともに選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

役員の員数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根	拠	員数:定款第20条 選任方法:定款第21条					
員	数	・理事 8名以上13名以内					
		(会長:1名 副会長:1名 専務理事:1名 常務理事:1名)					
		・監事 3名以内					
選任方	法	総会の決議によって選任					
		なお、会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって選定					

また、平成27年度の役員は下表のとおりである。

(平成27年6月17日現在)

	職名		区分			氏名		所属	
会		長	非	常	勤	長澤	豊	全農山形県本部運営委員会会長	
副	会	長	非	常	勤	黒井	德夫	県農協中央会副会長	
常	務 理	事	常		勤	有川	浩	県 OB	
理		事	非	常	勤	工藤	郁也	県農林水産部技術戦略監(兼)次長	
理		事	非	常	勤	青柳	長一郎	県農業共済連会長理事	
理		事	非	常	勤	渡邊	健	県獣医師会会長	
理		事	非	常	勤	山口	登	県配合飼料価格安定基金協会理事長	
理		事	非	常	勤	原田	陽一	県酪農協代表理事組合長	
理		事	非	常	勤	金内	良一	県市長会事務局長	
理		事	非	常	勤	遠藤	直幸	県町村会会長	
理		事	非	常	勤	鈴木	英和	全農山形県本部県本部長	
理		事	非	常	勤	髙橋	康一	全共連山形県本部県本部長	
監		事	非	常	勤	岡崎	輝明	山形農協代表理事専務	
監		事	非	常	勤	石川	一夫	県農林水産部畜産振興課長	

14名 (理事:12名 監事:2名)

常勤役員は1名であり、その他の理事及び監事は非常勤役員である。本法人からの要請に基づき、常勤役員は県職員 OB が就任している。

次に、役員報酬について、無報酬とされている。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる(定款第 26 条)。これを受け、本法人では「役員の報酬等及び費用に関する規程」において、役員の報酬などを規定化している。

	役職			報酬年額
会	会 長			無報酬
専	務	理	事	6,000,000 円以内
常	務	理	事	5,620,000 円以内

(単位:円)

勘定科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費	5,339,713	3,875,321	3,340,044
管理費	119,727	122,747	72,755
合計	5,459,449	3,998,068	3,412,799
常勤役員数(人)	2	1	1
一人あたり報酬	2,729,724	3,998,068	3,412,799

※上記、常勤役員数は各年度の4月1日現在の人数を記載している。なお、役員の交代は、定期 評議員会が開催される6月末である点に留意すること。

※上記の事業費及び管理費は、役員報酬として費用計上されたもののみ記載している。

2. 総会について

本法人における総会は法人のガバナンス確保のための最高の責任を負うため、下記の権限を保有している。なお、総会は、すべての正会員によって構成されている。

(定款第15条)

- 会員の除名
- ・理事及び監事の選任又は解任
- ・ 常勤理事の報酬等の額
- ・貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ・定款の変更
- ・解散及び残余財産の処分
- ・その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	常勤	12	12	12
	うち県職員	0	0	0
職員数	うち県 OB	2	3	3
	非常勤	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0
県職員計		0	0	0
県 OB 計		2	3	3
職員数に占める県職員数				
(県 OB を含み、非常勤職		16.6%	25.0%	25.0%
員を除く)				

※各年度とも4月1日現在

職員の人件費については、「職員給与規程」「退職給与規程」によって規定されている。

「職員給与規程」より抜粋

(給与)

第2条 職員の給与は次のとおりとする。

- 1 本俸
- 2 扶養手当、通勤手当、賞与、時間外勤務手当、寒冷地手当

「退職給与規程」より抜粋

(適用範囲)

第2条 職員が退職又は死亡した場合には、この規程の定めるところにより退職金を支給する。ただし、次の各号のいずれか該当する場合には支給しない。

- (1) 勤続1年未満の者
- (2) この法人を退職し、職員となった者
- (3) 県職員を退職し、職員となった者
- (4) 嘱託職員
- (5) 臨時職員
- (6) 懲戒解雇された職員

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員の選任、

ガバナンス体制、県職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、総会及び理事会の議事録の閲覧、並びに職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「職員給与規程」、「職員退職手当支給規程」及び関連要綱に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併わせて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「職員給与規程」及び「退職給与規程」に従い、平成 26 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当及び時間外勤務手当、並びに 1 か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、県などからの補助金の他、家畜などへの防疫などに係る事業収益によって構成されている。

(単位:千円)

			\ 1 I— · 1 · 3/
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	853,403	235,789	316,841
受取会費	5,089	5,019	5,019
財産運用益	664	510	500
事業収益	116,021	116,535	107,480
受取補助金等	99,417	66,246	114,884
受取負担金	14,697	13,404	13,316
その他	617,515	34,075	75,641

平成26年度における県からの補助金及び受託事業収益の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

補助金	金額	受託事業収益	金額
死亡牛 BSE 検査体制支援事業費	10,876	■ 畜産経営技術高度化促進事業委託	2,382
補助金		苗座框	2,382
公益社団法人山形県畜産協会組織	2,745		
強化事業費補助金			
家畜個体識別等情報活用促進事業	200		
費補助金			
合計	13,821	合計	2,382

本法人では、県からの補助金や受託事業に依存せず、畜産農家に対する各種防疫・死亡牛処理に係る手数料の収入、及び国や関連団体からの受託事業収益などで経常収益が構成されている。

当該収益を計上するための収入事務については、「会計処理規程」によって定められているが、詳細な収入事務に関する定めがない。

「会計処理規程」より抜粋

第4章 金銭出納

(収納)

第21条 金銭の収納は、収入機関等からの入金通知所若しくはその他の証拠書類によりこれを行うものとする。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「会計処理規程」に基づいて、収入事務手続きが実施されているか検証を行った。

(監査の結果)

(1) 収入事務について

「会計処理規程」に従い、平成 26 年度に計上されている受託事業収益、受取補助金等及び受取負担金について、サンプルを抽出し、畜産農家からの手数料収入、県からの交付通知から収入調定、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第4 支出・契約

(支出・契約事務の概要)

本法人における支出・契約事務は、家畜などへのワクチン接種用の薬品などの購入、関連団体からの受託事業に係る委託費、事務室などの貸借など非常に多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「会計処理規程」によって定められている。

「会計処理規程」より抜粋

第5章 契約

(契約の方法)

第27条 契約は、競争入札を原則とする。

ただし、1件の金額 100 万円未満、その性質又は目的が競争入札に適しないと会長が認める場合には、随意契約により契約することができる。また、1件の金額 10 万円に満たない場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(契約書の作成)

第28条 会長は契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「会計処理規程」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 1者随意契約理由について(事務室の賃料契約)

本法人は、全国農業協同組合連合会山形県本部と事務室が設置されている山形県 JA ビルに係る賃貸借契約を締結している。

山形県 JA ビルは平成 22 年に竣工し、オール電化・電力引込二重化や非常用発電設備を備えるなど、県内有数の商業ビルである。現在の山形県 JA ビルの前身は、同じ土地に昭和 31 年に竣工した農協会館であった。本法人は、農協会館の時代から入居し、引き続き山形県 JA ビルに入居していることとなるが、山形県 JA ビルへ入居する際、家賃の増額改定があった。

本契約では、本来、会計処理規程第27条に基づき、競争入札を行うか、何らかの理由によりその性質又は目的が競争入札に適しないと会長が認める場合には、見積書を聴取した上で、随意契約により契約を締結することとなる。

しかし、本契約においては、競争入札は行われず、随意契約を妥当とする理由書も作成

されないまま、全国農業協同組合連合会山形県本部と随意契約を締結している。担当者へのヒアリングによれば、本法人で実施している事業が JA に関連する業務であり、適宜コミュニケーションを図り、迅速的、かつ、効率的に事業を実施するためには、多くの JA 関連団体が設置されている山形県 JA ビルに事務室を設置することが妥当であるため、としている。

なお、増額改定された家賃は下表のとおりである。

	農協会館	山形県 JA ビル
月額家賃(税抜)	150,000 円/月	380,320 円/月

本法人のような公益法人において、上記のような事務室の家賃の増額は、事業継続に影響を与える変更である。

以上から、本契約において、効率的な事業実施のためには山形県JAビルに入居することは一定の妥当性はあると考えるが、県からの補助金を受け取っている以上、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由書を作成するべきである。【指摘事項】

なお、山形県 JA ビルが JA 関連団体の拠点であり、連携した円滑な取組みが図り易いことなどを随意契約の理由として挙げ、現在書類の整備を行っている旨の説明を受けた。

(2) 1 者随意契約理由について(産業廃棄物処分委託契約)

本法人において、家畜畜産物衛生対策及び家畜伝染性疫病の予防に関する事業の一環として、死亡牛のBSE 検査体制支援事業を実施している。当該事業では、BSE 検査のために搬入された死亡牛を一時保管する施設の管理運営などを行っており、畜産農家から持ち込まれた死亡牛を一時保管し、検査した上で、青森県にある処理場で処分している。監査対象となった契約は、本事業における死亡牛の処分に係る産業廃棄物処分委託契約である。

本契約にあたっては、本来、会計処理規程第27条に基づき、競争入札を行うか、何らかの理由によりその性質又は目的が競争入札に適しないと会長が認める場合には、見積書を 聴取した上で、随意契約により契約を締結することとなる。

しかし、本契約においては、競争入札は行われず、随意契約を妥当とする理由書も作成されないまま、処分場を運営する民間企業と随意契約を締結している。担当者へのヒアリングによれば、同様の処分場を運営する施設は青森県と群馬県にしかなく、全国的にも死亡牛の処分を扱う企業が非常に限定されているため、競争入札に適しないものとして、継続的に同じ民間企業と随意契約にて契約しているとのことである。また、過去に青森県と群馬県での処分費用の比較検討を実施したが、群馬の施設の方が、処分費用が高額となり、処分費用を最終的に畜産農家に負担させることを考慮すると、青森県の施設を運営する民間企業に依頼せざるを得ない状況である、ということである。

以上から、本契約においては、競争入札によることが適さない場合と考えられるが、現

状のように1者随意契約を実施する場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約を行ったことに関する明確、かつ、説得力のある理由書を作成するべきである。【指摘事項】

なお、現在操業している業者が、東北地方で死亡牛を安定的に処理し得る唯一の業者であるなどを随意契約の理由として挙げ、現在書類の整備を行っている旨の説明を受けた。

第5 財産管理

1. 固定資産(有形·無形固定資産)

(概要)

固定資産は、特定資産として保有する山形県家畜死体保冷保管施設のみである。

上記以外にパソコン(サーバ、クライアント PC)、プリンタ、複合機、肉用子牛生産者補給金制度に係る個体登録システムなどをリース契約により使用している。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、 管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

(1) 什器備品に係る台帳未作成と実地照合未実施

本法人の会計処理規程では、「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産(無形固定資産)」以外の「物品」について、以下のとおり定められている。

「会計処理規程」より抜粋

(物品の分類)

- 第32条 物品は、取得価格が10万円未満の有形固定資産とならない資産をいい、次の各号に掲げる区分に分類するものとする。
- (1) 什器備品(原形のまま比較的長期間の反復使用に耐える物品)
- (2)消耗品(前号以外の物品)

(物品等の管理)

第 33 条 固定資産及び什器備品は、台帳を備えてその保全状況及び移動について記録し、 毎年1回以上現品と帳簿とを照合しなければならない。

しかし、実際は、什器備品に関する台帳を作成しておらず、実地照合も実施していない。 対象として、取得価額 10 万円未満のパソコンなどが多数あり、これらの什器備品につい て、会計処理規程に従って台帳を作成し、毎年1回以上現品と台帳を照合する必要がある。

【指摘事項】

なお、本法人では、当該「会計処理規程」の什器備品に関する管理方法について、管理の実態を勘案した上で平成28年4月より改定する方針である。

(2) 家畜死体保冷保管施設の老朽化対策

平成27年3月末までは、牛海綿状脳症対策特別措置法及び同施行規則により、24か月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査が義務付けられていた(平成27年4月1日から規則改

正により、48か月齢以上に引き上げられた)。

本法人が保有する山形県家畜死体保冷保管施設とは、当該法律に従い、対象牛を搬入し、 検査結果判明後に運搬業者が搬出するまで保管する施設であり、平成15年6月に、取得価額138,701千円を県と農畜産業振興事業団(現:独立行政法人農畜産業振興機構)の負担に より設置されたものである。

耐用年数 26 年のうち約半分が経過し、定期点検費用を含めて毎年約2百万円の修繕費用 がかかっているが、施設更新のための積立などは行っていない。

県担当者からは、「伝染病の防疫は県が果たすべき役割であり、施設更新が必要となった場合でも生産者の負担は求めないというのが県の方針である。」との回答があり、現時点では協会が更新の財源について検討する必要はないが、本法人として、更新による県負担が軽減できるよう適時のメンテナンスに引き続き取り組む必要がある。

また、県としても、当該施設が県の役割を果たすために必要との認識がある以上、施設の老朽化にどう対応していくかを検討し、更新などの対応計画を作成することを検討されたい。【意見】

2. 現金預金

(概要)

本法人では小口現金を保有せず、基本的に現金は取り扱わない方針である。預金は、普通預金として保有し、毎月、会計上の残高と金融機関などからの残高証明書を照合している。

(実施した手続き)

監査人は、預金は適切に保管され、定期的な照合や通帳記帳が行われ適切に管理されているかについて、担当者へのヒアリング、金庫などの視察、平成26年度末残高について残高証明書、通帳又は証書との照合を行った。

(監査の結果)

金庫などにおける預金の管理状況は良好であり、必要最低限のものが整然と保管されていた。また、平成26年度末残高について、会計上の残高と残高証明書などを照合した結果、両者は一致していた。

3. 資金運用

(概要)

平成26年度までの直近5年間の基本財産及び特定資産の運用状況は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①期末残高	1,681,477	1,828,317	2,004,565	1,760,340	2,951,848
	千円	千円	千円	千円	千円
②運用益	2,246,162 円	1,299,945 円	910,393 円	848,664 円	904,384 円
利回り (②÷①)	0.13%	0.07%	0.05%	0.05%	0.03%

(実施した手続き)

監査人は、資金運用の対象は適切か、運用事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では資金運用方針を特に定めていない。これは、牛や豚の販売価格と生産費の価格差が発生した段階で補填金を支払ったり、予防注射事故が発生した場合、即座に見舞金を支払う必要があり、流動性確保の観点から、基本的に普通預金又は定期預金で運用しているためである。

ただし、本法人では、「元本が確実に保証されること、かつ、もっとも有利であること」を基本として、定期預金の積立の際には市中金融機関の店頭金利を比較検討し、より有利な条件になるよう、その都度金融機関と協議している。その結果、平成 26 年度末に保有する預入期間 1 年の定期預金金利は年 0.425%であり、効率的な運用に取り組んでいると評価できる。

4. 特定資産

(概要)

平成26年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額 (千円)
退職給付引当資産	職員3名に対する退職金の支払いに備	18,841
	える資産	
生産者積立準備資産	補給金制度の積立資産であり、補給金交	233,723
	付財源として管理	
特別の積立資産	補給金制度の積立資産であり、借入償還	16,362
	及び手数料充当財源として管理	
調整積立資産	子豚、肉豚補てん金準備金の利息等であ	800
	り、補てん財源が不足した際の財源とし	
	て管理	
価格差補てん準備資産	子豚、肉豚補てん金準備金の積立金で、	5,584
	補てん財源として管理	

予防注射事故見舞引当資産	予防注射事故発生時における家畜所有	3,023
1例在初事政况辨別司員座		3,023
	者への見舞金財源として管理	
自衛防疫運営準備金引当資産	自衛防疫事業における運営資金資産で	31,133
	あり、事業及び事業に係る管理費充当財	
	源として管理	
運営基金資産	全国協会の補助金で、運用益を公益目的	10,000
	事業と法人会計の協会管理運営資金と	
	して使用	
肥育安定基金引当資産	肉用牛肥育経営安定化特別対策事業の	2,286,961
	積立資産であり、交付金財源として管理	
長期預り金資産	会員から募った預り金で、運用益を公益	337,920
	目的事業と法人会計の協会管理運営資	
	金として使用	
寄附金資産	寄附により受け入れた資産で、運用益を	7,500
	公益目的事業と法人会計の協会管理運	
	営資金として使用	

(実施した手続き)

監査人は、特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

経営支援、価格対策など各業務に関する業務方法書において、基金や積立金などの特定 資産の目的、積立方法、取崩の要件を定め、これに従い起案、伝票承認を受けて積立・取 崩しを行っている。

しかし、業務方法書がない退職給付引当資産、寄附金資産については、積立・取崩について定めた規程はない。特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法などが制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法などについて、年度を超えて統一的な運用が必要である。

また、他章でも触れたが、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(日本公認会計士協会)においても、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされており、上記2つの引当資産についても、積立目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

5. 未収金

(概要)

主な未収金は、補助金収入、予防接種負担金収入である。

(実施した手続き)

監査人は、平成 26 年度末の貸借対照表に未収金として計上されている債権について、回収不能となっていないか、過去に回収不能となった実績はないかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 26 年度末の未収金は、包括外部監査の現地視察時点で全額入金済みである。また、 過去に未収金として計上した債権が回収不能となった実績はないとの回答を得た。

第6 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、MIC 新公益法人会計システムを使用している。

3つの事業(経営支援、価格対策、家畜衛生)でそれぞれ決算書を作成し、これらを結合することで最終の決算書としている。

本法人では、上記の3事業を通じて、様々な顧客情報、個人情報が管理されている。扱いによっては、顧客情報、個人情報の漏洩という大きな問題を引き起こしてしまう可能性がある。ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているかが重要である。

(実施した手続き)

監査人は、ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の 持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人には、「公益社団法人山形県畜産協会 情報公開規程(平成 26 年4月1日適用)」が整備されているが、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。【指摘事項】

(1) ID、パスワードの管理

PC 立上げ時の ID 及びパスワードの改廃は、全てアドミニストレーター権限を持つ管理者によって行われ、また、業務アプリケーションの起動には別の ID 及びパスワードが必要となっており、改廃に関するセキュリティは整備されている。

しかし、それぞれの事業ごとに設定している桁数が異なり(経営支援:8桁、価格対策:4桁、家畜衛生:9桁)、また、定期的な変更ルールも整備されていない。

経営支援事業で設定されているパスワード桁数4桁は、情報セキュリティを脆弱にする リスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人 としての運用細則を定める必要がある。また、システム上の制限設定や定期的なモニタリ ングも必要である。【指摘事項】

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、管理簿も整備されていない。

様々な顧客情報・個人情報を有する本法人としては、外部記録媒体の取扱いに関するセキュリティが十分に確保されていないと言える。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。【指摘事項】

なお、本法人では、平成 28 年 4 月より ID・パスワード・記録媒体の管理を行い、情報セキュリティ要領の適用を行う予定である。